

保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援事業とは、発達支援に関わる専門スタッフが、お子さんの通う保育所や幼稚園・学校などを訪問し、子ども達が安心して集団生活を送るために適切な環境を整えるお手伝いをする事業です

対象

保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援が必要な子ども
原則、加古川市に居住されている方

内容

お子さんの発達の特性や状況を確認し『保育所等訪問支援計画』を作成します
計画に基づき、保育や授業の様子を観察して訪問先職員へ助言などを行います

回数

最大1~2回/月
回数、期間については、お子さんの状況等をみながらご相談させていただきます

費用

原則として、国の基準による費用の一割を負担（訪問1日あたり約1,700円）して
いただきます（3歳児から5歳児までの無償化制度あり）
ただし、各家庭の収入状況に応じ、利用者負担に上限月額が設けられています
*市外へ訪問した場合、交通費の一部を負担していただきます

その他

お困りのことやお子さんの様子など、お話をお伺いしたうえでサービスを行います
このサービスを利用するにあたっては、**訪問先施設長の同意が必要です**
このサービスは児童福祉法に基づくサービスです。利用のためには、市町で
「保育所等訪問支援事業」の受給者証申請手続きが必要になります

利用手続きの進捗状況や保育所等訪問事業の申し込み状況により、支援開始までに時間を要することがありますので、ご了承ください

お問合せ先

加古川市立こども療育センター
担当：吉田

住所：加古川市志方町原 604-1
電話番号：079-452-2511